

1 伏見区深草鞍ヶ谷における産業廃棄物の堆積に係る測量に要した費用

測量日	金額 (税込)	実施内容	備考
令和 8 年 6 月 23 日	957, 000 円	レーザーによる測量	堆積の全体的な状況確認のため
令和 8 年 8 月 4 日	1, 012, 000 円	レーザーによる測量に加え堆積量の解析等	措置命令発出時の状況確認のため
令和 8 年 9 月 1 日	1, 012, 000 円	レーザーによる測量に加え堆積量の解析等	措置命令期限後の状況確認のため

2 伏見区深草鞍ヶ谷における産業廃棄物の堆積に係る「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」と「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」との比較

	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例
目的	生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること (第 1 条)	産業廃棄物の不適正な処理の防止等のために必要な措置等を定めることにより、自然環境の保全を図るとともに、左記の法と相まって良好な生活環境の確保を図ること (第 1 条)
保管用地の届出制度 (※)	建設工事から生じる産業廃棄物の保管用地については、同法による届出制度の対象 (第 12 条第 3 項等)	条例による届出制度 (第 3 条)の対象からは除外 (同条第 3 項第 4 号)
違反に対する命令その他の措置 (本事案に適用可能なもの)	1 改善命令 (第 19 条の 3) 対象：行為者 要件：処理基準違反 違反に対する罰則： (個人) 3 年以下の拘禁刑又は 300 万円以下の罰金又はその併科 (第 26 条第 1 項第 2 号) (法人) 300 万円以下の罰金 (第 32 条第 1 項第 2 号)	1 搬入停止命令 (第 9 条第 1 項) 対象：行為者 要件：搬入が継続されることにより処理基準違反となり環境の保全上容易に回復し難い支障が生じるおそれがある場合 違反に対する罰則： (個人) 6 月以下の拘禁刑又は

	2 措置命令（第 19 条の 5） 対象：行為者及び教唆等の関与がある者等（以下「行為者等」という。） 要件：処理基準違反により生活環境の保全上支障が生じ、又は生じるおそれがある場合 違反に対する罰則： （個人）5 年以下の拘禁刑若しくは 1,000 万円以下の罰金又はその併科（第 25 条第 1 項第 5 号） （法人）1,000 万円以下の罰金（第 32 条第 1 項第 2 号） 3 措置命令（第 19 条の 6） 対象：排出事業者 要件：処理基準違反により生活環境の保全上支障が生じ、又は生じるおそれがあり、かつ、行為者等のみによっては支障の除去等が困難である場合等 違反に対する罰則： 上記 2 に同じ 4 支障の除去等の措置（第 19 条の 8） 要件：措置命令に対して、支障の除去等の措置が講じられない場合等 実施範囲：措置命令の範囲内	50 万円以下の罰金（第 19 条） （法人）50 万円以下の罰金（第 21 条） 2 土地所有者等に対する勧告（第 10 条） 対象：土地の所有者、管理者及び占有者 要件：処理基準に適合しない産業廃棄物の保管又は処分が行われた場合で、環境の保全上支障が生じ、又は生じるおそれがある場合
--	--	--

※ 本事案の行為地では建設工事に係る産業廃棄物が保管されていることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「事業場外保管届」の提出を受けている。また、本事案においては、処理基準違反により生活環境の保全上支障が生じるおそれがあることから、同法に基づき措置命令を発出する等の措置を行っている。